

証券コード 3901
2023年 3 月13日
(電子提供措置の開始日2023年 3 月 6 日)

株 主 各 位

東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号
マークラインズ株式会社
代表取締役社長 酒 井 誠

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第22回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.marklines.com/ja/ir/library/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使できますので、後記の「議決権行使方法についてのご案内」をご参照いただき、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年 3 月27 日(月曜日)午後 5 時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年 3 月28日(火曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区北青山三丁目 6 番 8 号
ザ ストリングス表参道 B 1 F ウェストスイート |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第22期(2022年 1 月 1 日から2022年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第22期(2022年 1 月 1 日から2022年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2023年3月27日(月曜日)
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するように返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年3月27日(月曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2023年3月27日(月曜日)
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2023年3月28日(火曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明の場合は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

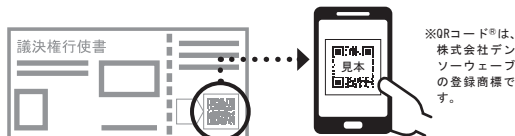
株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-652-031 (9:00~21:00)

「スマート行使」によるご行使

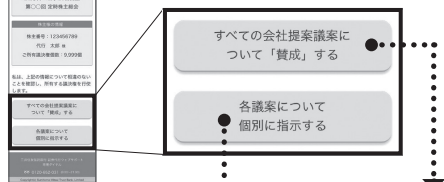
① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

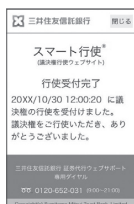


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）。

インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリック

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録いただく必要があります。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通話料金等は株主さまのご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスや使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度において加速するカーボンニュートラルの潮流をチャンスととらえ、変化する環境に順応しながら、成長戦略に挙げたテーマに取り組んでまいりました。

「情報プラットフォーム」事業については、2月のロシアのウクライナ侵攻、4月の上海ロックダウンによるサプライチェーンの混乱や、半導体不足による生産台数の減少などを背景とする自動車産業の停滞が上期の営業活動に影響を及ぼしました（上期契約純増社数216社、前年同期337社）。下期に入り、半導体不足の解消に向けた機運も高まりつつある中で、営業組織を変更して一貫フォロー体制による安定顧客拡大への対応や、海外の展示会に出展したこと等から顧客増加数も前年並みに回復してきました（下期契約純増社数236社、前年同期234社）。コンテンツ面においては、AIを活用したOEMおよび部品メーカーの決算データ即時更新配信、ユーザーごとに関心の高いコンテンツを紹介するレコメンド機能の追加、EV・自動運転データベースや部品供給情報の絞り込み検索機能追加など、DX部門と連携してシナジー効果を上げてまいりました。これらの結果、契約純増社数は前期を下回ったものの、前連結会計年度末から452社（前期571社増加、前々期371社増加）増加し、4,660社となりました。

ベンチマーキング関連事業については、車両・部品調達代行サービスにおいて、昨年と比べて高額案件が少なかったものの、EV車両本体や電動車関連部品の売上が伸長し、売上、営業利益ともに前期を上回る結果となりました。データ販売においては、商品ラインアップの充実や、当社内製レポート販売等が売上に寄与し、前期の業績を大きく上回る結果となりました。プロモーション広告事業（LINES）については、サービスの紹介サイトをリニューアルして集客アップを図り、リピーターも安定的に増加した結果、売上、営業利益ともに前期を大きく上回りました。コンサルティング事業については、EV関連の技術動向調査やコスト分析調査が売上増加に貢献しましたが、人員の増加に伴い営業利益は前期を若干下回る結果となりました。LMC Automotive Ltd. 製品（市場予測情報）販売事業については、電動化の流れからパワートレイン関連の予測情報が受注の多くを占め、売上、営業利益ともに伸長しました。人材紹介事業についてはOEMの採用が活発化し、管理職クラスの案件も増え、前期を上回る結果となりました。自動車ファンド事業

においては、第1号の投資案件として2月にブルースカイテクノロジーへ2億円の
出資を行いました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績は売上高4,125百万円
(前期比17.9%増加)、営業利益は1,623百万円(前期比26.7%増加)、経常利益は
1,622百万円(前期比27.7%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税
等を482百万円計上したこと等から、1,139百万円(前期比28.7%増加)となりま
した。

各セグメントの経営成績は以下の通りであります。

○事業セグメント別損益(連結ベース)

		2021年度 第 21 期 (百万円)	2022年度 (当連結会計年度) 第 22 期 (百万円)	増減率 (%)
「情報プラットフォーム」事業	売上高	2,225	2,619	+17.7
	セグメント利益	1,287	1,595	+23.9
ベンチマーキング関連事業	売上高	498	616	+23.7
	セグメント利益	114	158	+38.3
プロモーション広告事業	売上高	68	87	+27.8
	セグメント利益	54	77	+42.8
コンサルティング事業	売上高	347	383	+10.4
	セグメント利益	75	74	△1.4
LMC Automotive Ltd. 製品 (市場予測情報)販売事業	売上高	185	225	+21.9
	セグメント利益	50	69	+37.3
人材紹介事業	売上高	133	153	+14.4
	セグメント利益	48	57	+19.4
自動車ファンド事業	売上高	39	39	△1.0
	セグメント利益	△2	3	—
売上高 計		3,498	4,125	+17.9
セグメント利益 計 ①		1,628	2,035	+25.0
部門共通費 ②		△346	△411	—
営業利益 計 ①-②		1,281	1,623	+26.7

- ①「情報プラットフォーム」事業：売上高2,619百万円（前期比17.7%増加）、セグメント利益（営業利益）1,595百万円（前期比23.9%増加）

当連結会計年度における「情報プラットフォーム」契約純増社数は前連結会計年度末から452社増加の4,660社となりました。為替の円安傾向が継続したことから、外貨建て契約の売上高が増加しました。アカウント無制限企業へのユーザー拡大も進め、有料会員登録者数は2022年12月末時点で157,580名、（前期末138,803名）となりました。売上高を地域別に見ると、日本以外の地域が前期比20%以上の増加となりました。

○「情報プラットフォーム」事業地域別売上高

地域	2021年度 第 21 期 (百万円)	2022年度 (当連結会計年度) 第 22 期 (百万円)	増減率(%)
日本	1,104	1,200	+8.6
中国	348	448	+28.8
アジア	318	402	+26.6
北米	217	275	+26.7
欧州	225	276	+22.4
その他	10	15	+49.4
合計	2,225	2,619	+17.7

- ② ベンチマーキング関連事業：売上高616百万円（前期比23.7%増加）、セグメント利益（営業利益）158百万円（前期比38.3%増加）

当連結会計年度のベンチマーキング関連事業は、車両・部品調達代行サービスにおいて、EV車両用のe-Axleへの関心が強く、車両本体の受注も10数台あり、売上高、営業利益ともに前期を上回る結果となりました（部品調達代行 売上高406百万円、前期354百万円）。分解調査データ販売においては、宏光MINI EVやAudi e-Tron等のデータ販売に加え、自社の内製レポート（HMI技術、Aion S用e-Axle）の販売比率が3割を超え、売上高が大きく伸長しました（分解調査データ販売 売上高210百万円、前期144百万円）。

- ③ プロモーション広告事業：売上高87百万円（前期比27.8%増加）、セグメント利益（営業利益）77百万円（前期比42.8%増加）

当連結会計年度のプロモーション広告事業は、リピーターとして利用されるお客様が売上全体の9割近くとなり、オンライン展示会やセミナー集客のた

めの自動車業界特化型のPR媒体として定着してきました。LINEサービス紹介ページのリニューアルやダウンロード資料の刷新等により、顧客満足度を向上させました。

- ④ コンサルティング事業：売上高383百万円（前期比10.4%増加）、セグメント利益（営業利益）74百万円（前期比1.4%減少）

当連結会計年度のコンサルティング事業は、EV化や電動化の流れを受けて、コスト分析や技術動向調査等が売上の過半を占めました。中国やドイツなど海外でのコンサルティング業務を始めました。売上高は前期を上回りましたが、人件費や外注費の増加により、営業利益は前期比微減となりました。

- ⑤ LMC Automotive Ltd. 製品（市場予測情報）販売事業：売上高225百万円（前期比21.9%増加）、セグメント利益（営業利益）69百万円（前期比37.3%増加）

当連結会計年度のLMC Automotive Ltd. 製品（市場予測情報）販売事業は、電動化を背景にパワートレイン関連予測情報の受注が全体の8割近くを占め、また契約の更新率も前期を上回る高水準であったことから、大幅な増収増益となりました。

- ⑥ 人材紹介事業：売上高153百万円（前期比14.4%増加）、セグメント利益（営業利益）57百万円（前期比19.4%増加）

当連結会計年度の人材紹介事業は、自動車メーカーの採用が活発化する中で、管理職クラスの案件が増加し、成約件数が74件と前期65件を上回りました。10月に人材派遣業の免許を取得しました。

- ⑦ 自動車ファンド事業：売上高39百万円（前期比1.0%減少）、セグメント利益（営業利益）3百万円

2月に第1号投資案件（投資額2億円）を実行し、その後の第2号投資案件の発掘に100社以上の新興企業にコンタクトしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は、有形固定資産及び無形固定資産への投資を含め367,301千円であり、その主なものは、ベンチマークセンター建設用地取得に伴う348,997千円あります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により、総額1,200千円を調達し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ600千円増加いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが、持続的に収益力のある成長企業であり続けるために、世界で存在感のある企業を目指し、ビジネスモデルの変革を実行してまいります。

① 顧客基盤の拡大（情報プラットフォーム事業）

各事業が展開しているサービスの買い手となる「情報プラットフォーム」事業の顧客層の拡大を図ってまいります。営業面では、新規の無制限契約企業や登録会員者数を増やすための営業一貫フォロー体制を進めて安定顧客の拡大を目指します。コンテンツ面では、EV化や自動運転の流れを受けて、ソフトウェア関連情報の充実を図り、またカーボンニュートラルを背景に原材料の調達から製造、リサイクルまでを考慮したLCA（ライフサイクルアセスメント）情報の強化を図ってまいります。

② 顧客別（ヨコ）売上管理の導入

セグメント別（タテ）の売上管理に加えて、顧客別（ヨコ）の視点で売上管理を進めてまいります。当社の情報プラットフォーム以外のサービスを通して、顧客のニーズに応じ7つのセグメントで総合的な顧客対応を行い、1社当たりの売上の拡大を図ってまいります。

③ ベンチマーク関連事業の推進

ベンチマークセンターを新しく建設し、車両実験、車両・部品の計測、CADデータの収集、サプライヤー情報の収集、コスト分析、レポート作成、部品販売等の一貫サービス体制を構築してまいります。分解調査データ販売については、アウディ e-Tronやフォード F150 Lightning、リビアン R1T等のEV関連データの売上拡大や新規提携先の発掘を進めてまいります。また自社の内製レポート販売をさらに進め、レポートラインアップを拡充してまいります。

④ コンサルティング事業の成長拡大

EV化や自動運転技術の革新が進む中、OEMからの実験受託や技術動向調査、及び電子回路分析へのニーズが高まっておりますので、それらに関連するコンサルティングの受注増を目指してまいります。また、コスト比較分析サー

ビスは、カーボンニュートラルに向けた取り組みが加速する中で、製造工程におけるCO₂排出量分析を開始し、より付加価値の高いサービス提供を図ってまいります。

⑤ LINESサービスの利用拡大

大手部品メーカーやソリューションベンダーを顧客としている代理店からの受注の拡大を図ってまいります。サイトのリニューアル等を通して、海外への拡販（中国）に注力し、利用拡大に努めてまいります。

⑥ LMC Automotive Ltd.製品（市場予測情報）販売事業の新規顧客層開拓

2022年の受注の約8割はEV関連予測サービスでした。今後も、EV化に関するニーズをとらえ、自動車市場の将来シナリオを予測するためのツールとして競合他社からの乗換顧客の拡大を図ってまいります。また予測情報を通して、世界のEV化の趨勢をいち早く日系企業に認知してもらい、日本の自動車業界を啓蒙してまいります。

⑦ 独自の人材登録システムの構築

大手企業の経験豊富で優秀なシニアエンジニア層の人材を中堅企業・海外企業に紹介することで、セカンドキャリアを目指すシニア層、そのシニア層を多く抱える大手企業、及び紹介を受ける中堅企業・海外企業の3者がWIN-WIN-WINの関係となるように独自の人材登録システムを立ち上げます。

⑧ 自動車ファンド事業

2022年2月に第一号投資案件（2億円）を実行しました。自動車産業に関わる成長企業に対し、継続的にその後の投資案件を発掘してまいります。日本を含む世界のベンチャー・スタートアップの情報収集活動を実行し、ファンド出資者と共有することでオープンイノベーションを支援します。また、投資先との連携・協業サポート活動も推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第 19 期	2020年度 第 20 期	2021年度 第 21 期	2022年度 (当連結会計年度) 第 22 期
売 上 高	2,380,655 千円	2,663,226 千円	3,498,688 千円	4,125,325 千円
営 業 利 益	874,463 千円	960,924 千円	1,281,955 千円	1,623,923 千円
経 常 利 益	884,916 千円	957,338 千円	1,270,896 千円	1,622,529 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	611,942 千円	630,296 千円	885,349 千円	1,139,765 千円
1株当たり当期純利益	46.53 円	47.80 円	67.07 円	86.27 円
総 資 産	3,484,500 千円	4,024,872 千円	4,992,354 千円	6,096,822 千円
純 資 産	2,509,485 千円	2,920,684 千円	3,593,762 千円	4,437,168 千円
1株当たり純資産額	190.55 円	221.45 円	272.07 円	335.77 円

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2019年度 第 19 期	2020年度 第 20 期	2021年度 第 21 期	2022年度 (当期) 第 22 期
売 上 高	2,244,214 千円	2,511,256 千円	3,215,879 千円	3,796,623 千円
営 業 利 益	783,037 千円	875,561 千円	1,124,793 千円	1,428,732 千円
経 常 利 益	837,716 千円	921,278 千円	1,181,959 千円	1,543,907 千円
当 期 純 利 益	592,489 千円	622,893 千円	827,521 千円	1,113,116 千円
1株当たり当期純利益	45.05 円	47.24 円	62.69 円	84.26 円
総 資 産	3,258,998 千円	3,772,070 千円	4,598,153 千円	5,623,359 千円
純 資 産	2,388,210 千円	2,794,285 千円	3,394,401 千円	4,184,705 千円
1株当たり純資産額	181.35 円	211.87 円	256.98 円	316.67 円

(注) 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2022年12月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資 比率	主要な事業内容
麦柯萊依斯信息咨询（上海）有限公司	200,000 ^{米ドル}	100 %	中国における「情報プラットフォーム」事業
MarkLines North America, Inc.	150,000 ^{米ドル}	100	北米における「情報プラットフォーム」事業に係わる営業・調査業務の受託
MarkLines (Thailand) Co.,Ltd.	3,000,000 ^{バーツ}	100	タイ及びアセアン地域における「情報プラットフォーム」事業に係わる営業・調査業務の受託
MarkLines Europe GmbH	25,000 ^{ユーロ}	100	欧州における「情報プラットフォーム」事業に係わる営業・調査業務の受託
株式会社自動車ファンド	50,000,000 ^円	100	投資事業有限責任組合の組成及び運営
MarkLines Mexicana S.A. de C.V.	700,000 ^{ペソ}	100	北米における「情報プラットフォーム」事業に係わる営業・調査業務の受託

(注) 1. 当社の子会社は、上記連結子会社 6 社及び非連結子会社 MarkLines India Pvt. Ltd. (インド) の 7 社であります。

2. MarkLines Mexicana S.A. de C.V. は当連結会計年度に設立しております。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント（2022年12月31日現在）

事 業 名 称	事 業 の 内 容
「情 報 プ ラ ッ ト フ ォ ー ム」 事 業	インターネットのネットワークを利用した自動車及び自動車部品に係わる情報提供サービス
コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	自動車業界に係わる技術・市場の動向調査、サプライチェーンなどの調達状況調査、技術コンサルティング、専門性の高い提携先企業との共同プロジェクト等を、顧客の依頼に個別対応して行う事業
人 材 紹 介 事 業	自動車業界に特化した人材紹介事業
LMC Automotive Ltd. 製品（市場予測情報）販売事業	LMC Automotive Ltd. との業務提携により、同社の市場予測情報を日本国内で独占販売する事業
ベンチマーキング関連事業	車両・部品調達代行及び分解調査データ販売の 2 つのサービスから構成される事業
プ ロ モ ー シ ョ ン 広 告 事 業	情報プラットフォーム会員に対し自社の製品・技術をPRできるサービスを提供する事業
自 動 車 フ ァ ン ド 事 業	ベンチャー・スタートアップ及び再イノベーションを期す中堅企業を投資対象とする自動車産業に特化したベンチャーキャピタル事業

(8) 企業集団の主な拠点（2022年12月31日現在）

名 称	所 在 地
当 社	東京都千代田区
株式会社自動車ファンド	東京都千代田区
麦柯萊依斯信息咨询（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
MarkLines North America, Inc.	アメリカ合衆国ミシガン州
MarkLines (Thailand) Co., Ltd.	タイ国バンコク市
MarkLines Europe GmbH	ドイツ連邦共和国フランクフルト市
MarkLines Mexicana S.A. de C.V.	メキシコ合衆国グアナファト州
MarkLines India Pvt. Ltd.	インド ハリヤーナー州

(9) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人数

使用人数	前期末比増減
165名	10名増

（注） 上記使用人数には、嘱託社員を含み、使用人兼務取締役2名及び臨時雇用者27名（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

② 当社の使用人数

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
111名	40.6歳	3.2年

（注） 上記使用人数には、嘱託社員を含み、当社から他社への出向者、使用人兼務取締役2名及び臨時雇用者27名（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 27,648,000株 |
| (2) 発行済株式の総数
（うち自己株式の総数） | 13,215,200株
442株 |
| (3) 株主数 | 3,394名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,887,200 株	14.28 %
酒井 誠	1,835,100	13.88
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,164,900	8.81
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	563,600	4.26
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	469,317	3.55
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	411,044	3.11
早稲田成長企業支援1号 投資事業有限責任組合	300,000	2.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	261,567	1.97
第一生命保険株式会社	260,300	1.96
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	247,800	1.87

（注）1. 持株比率は、自己株式442株を控除して計算しております。

2. 小数点第3位以下は、切り捨て表示としております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
酒 井 誠	代表取締役社長	麦柯萊依斯信息咨询（上海）有限公司 執行董事 MarkLines North America, Inc. 取締役 MarkLines (Thailand) Co., Ltd. 取締役 MarkLines Europe GmbH 代表取締役社長 株式会社自動車ファンド 代表取締役会長 MarkLines Mexicana S.A. de C.V. 取締役
坂 井 建 一	取締役管理部長	株式会社自動車ファンド 監査役
蔣 思 懿	取締役営業統括及び DX管掌兼グローバル 営業部長	MarkLines North America, Inc. 代表取締役社長 麦柯萊依斯信息咨询（上海）有限公司 総経理 MarkLines Mexicana S.A. de C.V. 取締役
志 藤 昭 彦	取 締 役	株式会社ヨロズ 代表取締役会長 最高経営責任者 萬運輸株式会社 社外取締役 東ホー株式会社 社外取締役 オグラ金属株式会社 社外取締役 株式会社アーレスティ 社外取締役（監査等委員） 株式会社ユニバンス 社外取締役 株式会社自動車部品会館 取締役
宮 川 洋	取 締 役	株式会社イード 代表取締役 株式会社エンファクトリー 取締役 株式会社絵本ナビ 取締役 SAVAWAY株式会社 取締役 エフ・アイ・ティー・パシフィック株式会社 取締役
松 尾 徹	常 勤 監 査 役	
橋 口 純 一	監 査 役	I-PEX株式会社 社外取締役 株式会社ツバキ・ナカシマ 社外取締役
篠 崎 正 巳	監 査 役	篠崎綜合法律事務所 所長 株式会社いなげや 社外監査役 前澤化成工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 志藤昭彦氏及び宮川 洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 橋口純一氏及び篠崎正巳氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、取締役 志藤昭彦、取締役 宮川洋、監査役 橋口純一、監査役 篠崎正巳の4氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 2022年3月28日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、監査役 松田修一氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

氏 名	企業経営	業界の知見	法務・リスクマネジメント	財務・会計	グローバルリーダーシップ	DX	マーケティング・営業
酒 井 誠	○	○	○		○		○
坂 井 建 一				○	○		○
蔣 思 懿					○		○
志 藤 昭 彦	○	○	○		○		○
宮 川 洋	○					○	○
松 尾 徹			○	○			○
橋 口 純 一	○	○	○				○
篠 崎 正 巳			○				

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約に係る保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。固定報酬については、定時株主総会において決議した報酬総額の範囲内で、役位、在任期間、及び業績等を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を基準として、取締役

の貢献度、経営計画に対する達成度等を勘案して算定し、定時株主総会の議案として提案しご承認をいただくこととしております。なお、当該指標を選定した理由は、業績拡大へのインセンティブになるためであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において、報酬等の決定方法及び決定された報酬等が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年3月27日開催の第13回定時株主総会において年額100,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名となります。

監査役の報酬限度額は、2014年3月27日開催の第13回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役個人ごとの報酬額は、株主総会において決議された限度額の範囲内で代表取締役社長に一任することを取締役会で決議しております。

なお、当事業年度においては、2022年3月28日開催の取締役会において、各取締役の報酬を代表取締役社長である酒井誠に一任することを決議しました。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社の業績及び各取締役の業務執行状況等を俯瞰的に評価することができると判断したためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	47,011 (8,094)	38,561 (6,794)	8,450 (1,300)	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	17,280 (7,480)	14,730 (6,180)	2,550 (1,300)	4名 (3名)

(注) 業績連動報酬は、第22回定時株主総会において決議予定の当事業年度の取締役及び監査役に対する役員賞与11百万円であります。当該金額の算定基礎となった親会社株主に帰属する当期純利益は、1. (5)「財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

- (5) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

- (6) 社外役員に関する事項

取締役 志藤 昭彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ヨロズの代表取締役会長を兼務しております。また、萬運輸株式会社、オグラ金属株式会社、東ホー株式会社、株式会社アーレスティ及び株式会社ユニバンスの社外取締役、株式会社自動車部品会館の取締役を兼務しております。なお、当社と上記兼務先企業との間には重要な取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席(出席率94.1%)され、独立系大手部品メーカーの経営者として有している自動車業界に関する深い知見を背景として、当社のビジネスを俯瞰する立場から、取締役会の意思決定について妥当性・適正性の客観的な助言・提言を行っております。

取締役 宮川 洋

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社イードの代表取締役を兼務しております。また、株式会社エンファクトリー、株式会社絵本ナビ、SAVAWAY株式会社及びエフ・アイ・ティー・パシフィック株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と上記兼務先企業との間には重要な取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席(出席率94.1%)され、インターネット黎明期からの長きにわたるIT業界での豊富な経験とIT情報企業の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で様々な助言・提言を行っております。

監査役 橋口 純一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

I-PEX株式会社及び株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役を兼務しております。なお、上記兼務先企業と当社の間には重要な取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

選任後に開催された取締役会14回及び監査役会10回全てに出席(出席率100

%) され、経営者としての豊富な経験と自動車産業に対する高い知見から、経営上有用な指摘、発言を行っております。

監査役 篠崎 正巳

ア. 重要な兼職先と当社との関係

篠崎綜合法律事務所の所長を兼務しております。また、株式会社いなげや及び前澤化成工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、上記兼務先企業と当社の間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席（出席率94.1%）、及び監査役会14回のうち13回に出席（出席率92.9%）され、弁護士としての経験から培われた企業法務に関する高い見識から、経営上有用な指摘、発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

シンシア監査法人

(注) 2022年3月28日開催の第21回定時株主総会において、新たにシンシア監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

シンシア監査法人 17,500千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

シンシア監査法人 17,500千円

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該会計監査人が提出した当事業年度の監査計画及び報酬の見積等について、その適切性・妥当性を検討した結果、上記の報酬等の額は合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的

に区分もできませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。なお、当社在外連結子会社である麦柯莱依斯信息咨询（上海）有限公司及びMarkLines（Thailand）Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「会社の業務の適正を確保するための体制」について取締役会で決議しております。

(1) 決議の内容

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コーポレートガバナンス

イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の当社社内規程に従い、当社の業務を執行する。

ハ. 代表取締役は、毎月及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。

ニ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び監査法人と連携して「監査役会規則」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

b. コンプライアンス

- イ. 取締役及び使用人は法令、定款及び就業規則等社内規程に則り行動するものとする。
- ロ. 取締役及び使用人が遵守するコンプライアンス体制の基礎として、「マークライنز行動規範」を定める。
- ハ. 社長を委員長とする社内委員会「コンプライアンス・リスク統制委員会」及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を管理部内に設置するとともに、各業務部署のコンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、反社会的勢力との遮断を含む法令遵守マニュアルの作成、内部通報制度の整備等を実施する。
- ニ. 取締役及び使用人は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するとともに遅滞無くコンプライアンス・リスク統制委員会に報告するものとする。

c. 内部監査

社長直属の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性につき定期的に監査を実施し、社長に報告する。

d. 財務報告

財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務の執行に係わる重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、関連資料とともに「情報管理規程」、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。
- b. 上項に係わる事項は、当該担当取締役が所管し、運用状況の検証及び各規程等の見直しの経過に関し定期的に取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、情報セキュリティリスク、投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、信用リスク、為替リスクその他様々なリスクに対処するため、コンプライアンス・リスク統制委員会を管理部内に設置し、各業務部署のリスク責任者を任命する。

- b. 各種管理規則、基準・限度額の設定や報告・監視体制の整備等必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。また、これらの管理体制の有効性を定期的にレビューする。
 - c. 重大な損失のリスクがある業務執行行為が発見された場合は、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに社内委員会に通報し、損害の拡大を防止し被害を最小限に留めるべく組織的に迅速に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
 - b. 取締役会において、当社及び当社グループ全体の経営方針、重要課題、対処すべき事業等について十分な審議を行い、迅速な決定を行う。また業績報告を通じて経営目標の進捗状況を月次でフォローする。
- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動規範として「マークライنز行動規範」を定め、各子会社が当該規範に則った企業運営、企業活動を行うよう指導し、徹底を図る。
 - b. 子会社に関しては「関係会社管理規程」その他の社内規程に従い、所管部署が経営管理及び経営指導を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとする。
 - c. コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
 - d. 子会社の業務活動全般について、定期的な監査を実施する体制を構築する。監査の結果、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに取締役、監査役その他担当部署に報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任する。
 - b. 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要とするものとする。
 - c. 当該使用人は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る指揮命令権は監査役に属する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は監査役会が定める監査計画に従い、取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b. 当社及びグループ各社の取締役並びにその他の役職者は、定期的に自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
 - c. 取締役は、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに監査役に報告する。
 - イ) 財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定等の内容
 - ロ) 業績及び業績見通しの発表の内容
 - ハ) 内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ニ) 行政処分の内容
 - ホ) 前各号に掲げるものの他、監査役が求める事項
 - d. 当社及びグループ各社の役員並びに使用人は、監査役に対して次に掲げる事項を直接にまたは上長を通じて報告する。
 - イ) 当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ロ) 重大な法令または定款違反事実
 - ハ) 企業倫理に抵触する重大な行為
 - e. 当社及びグループ各社の役員並びに使用人は、監査役に対して報告を行った使用人等を、当該報告を行ったことを理由に不利益に処遇、または取扱ってはならない。
 - f. 監査役の職務遂行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社が負担する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 内部監査室は監査役と、各事業年度における監査計画を協議するとともに定期的に会合を持ち、監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど密接な情報交換及び連携を図る。
- b. 監査役は監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室による内部監査及び内部統制委員会が実施する自己監査を通じて、業務改善を進めております。

② コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理

コンプライアンス・リスク統制委員会を5回開催いたしました。主な議題は内部統制評価報告及び財務報告に係る内部統制評価状況の報告であります。また、取締役会は17回開催し、業績の進捗状況及び各取締役の職務執行状況の報告並びに各議案の審議及び監督が行われております。

③ 監査役の職務遂行

監査役は、監査役会を開催することに加え、監査計画に基づく監査の一環として、代表取締役との意見交換を実施し、必要に応じて取締役等に対してヒアリングを行うことにより、当社の内部統制の整備・運用状況についての確認を行う他、経営体制の健全性、効率性向上のための助言に努めております。また、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率(持株比率を除く)は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,143,788	流 動 負 債	1,651,705
現 金 及 び 預 金	4,752,630	買 掛 金	77,803
売 掛 金	313,815	未 払 金	14,207
商 品	10,039	未 払 費 用	42,552
仕 掛 品	874	未 払 法 人 税 等	266,715
前 渡 金	31,527	未 払 消 費 税 等	46,543
前 払 費 用	29,676	前 受 金	1,159,956
そ の 他	8,343	預 り 金	20,731
貸 倒 引 当 金	△3,118	賞 与 引 当 金	12,151
固 定 資 産	953,034	役 員 賞 与 引 当 金	11,000
有 形 固 定 資 産	377,455	そ の 他	44
建 物 及 び 構 築 物	18,722	固 定 負 債	7,949
土 地	348,997	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,949
そ の 他	9,735	負 債 合 計	1,659,654
無 形 固 定 資 産	33,553	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	25,423	株 主 資 本	4,411,265
ソフトウエア仮勘定	8,130	資 本 金	371,351
投資その他の資産	542,025	資 本 剰 余 金	289,158
投 資 有 価 証 券	395,345	利 益 剰 余 金	3,751,539
敷 金 及 び 保 証 金	98,289	自 己 株 式	△784
破 産 更 生 債 権 等	752	その他の包括利益累計額	25,902
繰 延 税 金 資 産	47,786	その他有価証券評価差額金	△12,213
長 期 前 払 費 用	604	為 替 換 算 調 整 勘 定	38,115
貸 倒 引 当 金	△752	純 資 産 合 計	4,437,168
資 産 合 計	6,096,822	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,096,822

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,125,325
売 上 原 価		1,452,770
売 上 総 利 益		2,672,555
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,048,631
営 業 利 益		1,623,923
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,278	
受 取 配 当 金	5,291	
為 替 差 益	5,047	
そ の 他	4,766	20,384
営 業 外 費 用		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	21,556	
そ の 他	221	21,778
経 常 利 益		1,622,529
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,622,529
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	486,694	
法 人 税 等 調 整 額	△3,930	482,764
当 期 純 利 益		1,139,765
親会社株主に帰属する当期純利益		1,139,765

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	370,751	288,558	2,915,576	△784	3,574,101
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	600	600	—	—	1,200
剰 余 金 の 配 当	—	—	△303,801	—	△303,801
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,139,765	—	1,139,765
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	600	600	835,963	—	837,163
当 期 末 残 高	371,351	289,158	3,751,539	△784	4,411,265

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	7,997	11,663	19,661	3,593,762
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	—	—	—	1,200
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△303,801
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	1,139,765
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20,210	26,451	6,241	6,241
当 期 変 動 額 合 計	△20,210	26,451	6,241	843,405
当 期 末 残 高	△12,213	38,115	25,902	4,437,168

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6 社

主要な連結子会社の名称

MarkLines North America, Inc.

麦柯莱依斯信息咨询(上海)有限公司

MarkLines (Thailand) Co., Ltd.

MarkLines Europe GmbH

株式会社自動車ファンド

MarkLines Mexicana S.A. de C.V.

なお、MarkLines Mexicana S.A. de C.V.を新たに設立したことに伴い、当連結会計年度に連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称等

MarkLines India Pvt. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1 社

主要な関連会社の名称

自動車産業支援ファンド2021投資事業有限責任組合

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

MarkLines India Pvt. Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
株式等以外のもの

市場価格のない …… 移動平均法による原価法
株式等

② 棚卸資産

商品及び仕掛品 …… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社のうち、麦柯莱依斯信息咨询（上海）有限公司、MarkLines（Thailand）Co., Ltd.及びMarkLines Europe GmbH は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～45年

② 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの各事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ、「情報プラットフォーム」事業

契約期間に亘り、当社が運営するポータルサイトへのアクセス権を供与していることから、顧客が契約期間に亘って便益を享受するため、時の経過とともに履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

ロ、ベンチマーキング関連事業

顧客との契約に基づく部品あるいはデータを提供することにより、履行義務が充足されると判断し、部品の出荷日あるいはデータの引渡日を収益認識時点としております。

ハ、コンサルティング事業

顧客との契約に基づき納品した成果物の検収をもって履行義務が充足されると判断し、検収日を収益認識時点としております。

ニ、プロモーション広告事業

顧客との契約に基づき、PRメールの配信、又はバナー広告の掲載をもって、履行義務が充足されると判断し、配信日あるいは掲載日を収益認識時点としております。

ホ、市場予測情報販売事業

顧客との契約に基づく予測データを提供することにより履行義務が充足されると判断し、データの引渡日を収益認識時点としております。

ヘ、人材紹介事業

顧客との契約に基づき紹介した人材が顧客企業へ入社したことをもって履行義務が充足されると判断し、入社日を収益認識時点としております。

ト、自動車ファンド事業

出資者間の契約において、組成した組合の管理運営をすることが履行義務となっておりことから、顧客が契約期間に亘って便益を享受するため、時の経過とともに履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 | …… 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。 |
| ② 退職給付に係る会計処理方法 | …… 退職給付に係る負債は、従業員への退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をういた簡便法を採用しております。 |

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いによっておりますが、当連結会計年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

世界では、いまだ新型コロナウイルス感染拡大の余波が続いているものの、各国の経済活動は正常化に向かいつつあります。このような環境を前提として、経済に与える影響は徐々に縮小していくものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損の判定等の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	49,049千円
2. 非連結子会社及び関連会社に対する投資有価証券	
① 株式	21,100千円
② 投資事業有限責任組合出資持分	198,189千円
3. 前受金のうち、契約負債の金額は以下の通りです。	
契約負債	1,159,956千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 13,215,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払金額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年3月28日 定時株主総会	普通株式	303,801	23.00	2021年12月31日	2022年3月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

2023年3月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案を予定しております。

- ① 配当金の総額 383,227千円
- ② 1株当たり配当額 29円00銭
- ③ 基準日 2022年12月31日
- ④ 効力発生日 2023年3月29日
- ⑤ 配当の原資 利益剰余金

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 13,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を定期預金、上場投資信託等の流動性が高く、随時現金化可能な金融商品で運用しております。現在、銀行借入による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらは販売管理規程並びにリスク管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理並びに残高管理を行うとともに、原則毎週行われる未回収債権会議を通じて回収状況の情報共有及び債権管理を行っております。

投資有価証券については、職務権限規程、経理規程及び稟議規程に、資金運用に関わる権限や管理方法を定め、これらに従い管理するとともに、運用状況については、定期的に取締役会に報告されております。長期預金は、信用度の高い金融機関に限定して預入れております。

外貨建預金及び外貨建債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、常時モニタリングし、変動の影響を定期的に取締役会に報告することにより、リスク管理を行っております。

事務所の賃貸等に伴う敷金及び保証金については、差入先の信用リスクに晒されておりますが、契約時に差入先について調査・確認を行い、当該リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	172,056	172,056	—
(2) 敷金及び保証金	98,289	98,106	△182
資産計	270,345	270,162	△182

(注1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」「未払消費税等」は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2022年12月31日
非上場株式	25,100
投資事業有限責任組合出資持分	198,189

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	172,056	—	—	172,056
合計	172,056	—	—	172,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式等は活発な市場で取引されているためレベル1に分類し、相場価格を用いて評価しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金及び保証金	—	98,106	—	98,106
合計	—	98,106	—	98,106

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金はレベル2に分類し、国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

資産除去債務に関する注記

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント							合計
	「情報プラットフォーム」事業	ベンチマーキング関連事業	コンサルティング事業	プロモーション広告事業	LMC Automotive Ltd. 製品(市場予測情報)販売事業	人材紹介事業	自動車ファンド事業	
日本	1,200,013	614,451	370,239	84,388	205,914	151,126	39,200	2,665,333
中国	448,934	—	—	255	—	—	—	449,189
アジア	402,728	1,728	1,580	580	3,090	—	—	409,708
北米	275,924	218	—	—	2,632	1,925	—	280,700
欧州	276,149	225	11,898	2,230	14,101	—	—	304,605
その他	15,787	—	—	—	—	—	—	15,787
顧客との契約から生じる収益	2,619,539	616,623	383,717	87,454	225,739	153,051	39,200	4,125,325
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への収益	2,619,539	616,623	383,717	87,454	225,739	153,051	39,200	4,125,325

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3.(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	227, 985
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	313, 815
契約負債（期首残高）	954, 648
契約負債（期末残高）	1, 159, 956

契約負債は、顧客から受領した履行義務充足前の前受金に関するものであり、収益認識に伴い取り崩されるものであります。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は954, 648千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

335円77銭

1 株当たり当期純利益

86円27銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,567,096	流 動 負 債	1,430,705
現 金 及 び 預 金	4,158,197	買 掛 金	77,803
売 掛 金	339,499	未 払 金	29,301
商 品	10,039	未 払 費 用	29,488
仕 掛 品	874	未 払 法 人 税 等	254,000
前 渡 金	31,527	未 払 消 費 税 等	38,885
前 払 費 用	24,666	前 受 金	958,260
そ の 他	5,411	預 り 金	19,769
貸 倒 引 当 金	△3,118	賞 与 引 当 金	12,151
固 定 資 産	1,056,263	役 員 賞 与 引 当 金	11,000
有 形 固 定 資 産	370,295	そ の 他	44
建 物	16,697	固 定 負 債	7,949
構 築 物	214	退職給付引当金	7,949
工具、器具及び備品	4,191		
車 両 運 搬 具	193		
土 地	348,997		
無 形 固 定 資 産	33,553	負 債 合 計	1,438,654
ソ フ ト ウ ェ ア	25,423	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア仮勘定	8,130	株 主 資 本	4,196,918
投資その他の資産	652,415	資 本 金	371,351
投 資 有 価 証 券	176,056	資 本 剰 余 金	289,158
関 係 会 社 株 式	102,952	資 本 準 備 金	289,158
関 係 会 社 出 資 金	14,138	利 益 剰 余 金	3,537,193
その他の関係会社有価証券	154,406	利 益 準 備 金	25,865
長 期 貸 付 金	50,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,511,328
敷 金 及 び 保 証 金	90,496	繰 越 利 益 剰 余 金	3,511,328
破 産 更 生 債 権 等	752	自 己 株 式	△784
繰 延 税 金 資 産	64,065	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△12,213
長 期 前 払 費 用	300	その他有価証券評価差額金	△12,213
貸 倒 引 当 金	△752	純 資 産 合 計	4,184,705
資 産 合 計	5,623,359	負債・純資産合計	5,623,359

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,796,623
売 上 原 価		1,332,951
売 上 総 利 益		2,463,671
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,034,939
営 業 利 益		1,428,732
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	786	
受 取 配 当 金	130,431	
為 替 差 益	684	
そ の 他	739	132,642
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	17,245	
そ の 他	221	17,467
経 常 利 益		1,543,907
税 引 前 当 期 純 利 益		1,543,907
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	437,677	
法 人 税 等 調 整 額	△6,885	430,791
当 期 純 利 益		1,113,116

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金		
				繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	370,751	288,558	25,865	2,702,013	△784	3,386,403
当 期 変 動 額						
新 株 発 行	600	600	—	—	—	1,200
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△303,801	—	△303,801
当 期 純 利 益	—	—	—	1,113,116	—	1,113,116
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	600	600	—	809,314	—	810,514
当 期 末 残 高	371,351	289,158	25,865	3,511,328	△784	4,196,918

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	7,997	3,394,401
当 期 変 動 額		
新 株 発 行	—	1,200
剰 余 金 の 配 当	—	△303,801
当 期 純 利 益	—	1,113,116
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,210	△20,210
当 期 変 動 額 合 計	△20,210	790,304
当 期 末 残 高	△12,213	4,184,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式及び関係会社出資金 …… 移動平均法による原価法

② その他の関係会社有価証券

投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書等を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～45年
構 築 物	5～10年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	4年

② 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金 …… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金 …… 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …… 従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の各事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ. 「情報プラットフォーム」事業

契約期間に亘り、当社が運営するポータルサイトへのアクセス権等を供与していることから、顧客が契約期間に亘って便益を享受するため、時の経過とともに履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。

ロ. ベンチマーキング関連事業

顧客との契約に基づく部品あるいはデータを提供することにより、履行義務が充足されると判断し、部品の出荷日あるいはデータの引渡日を収益認識時点としております。

ハ. コンサルティング事業

顧客との契約に基づき納品した成果物の検収をもって履行義務が充足されると判断し、検収日を収益認識時点としております。

ニ. プロモーション広告事業

顧客との契約に基づき、PRメールの配信、又はバナー広告の掲載をもって、履行義務が充足されると判断し、配信日あるいは掲載日を収益認識時点としております。

ホ. 市場予測情報販売事業

顧客との契約に基づく予測データを提供することにより履行義務が充足されると判断し、データの引渡日を収益認識時点としております。

ヘ. 人材紹介事業

顧客との契約に基づき紹介した人材が顧客企業へ入社したことををもって履行義務が充足されると判断し、入社日を収益認識時点としております。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いによっておりますが、当事業年度の損益及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

世界では、いまだ新型コロナウイルス感染症拡大の余波が続いているものの、各国の経済活動は正常化に向かいつつあります。このような環境を前提として、経済に与える影響は徐々に縮小していくものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損の判定等の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	31,811千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	39,577千円
短期金銭債務	17,476千円
長期金銭債権	50,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引及び営業取引以外の取引の取引高

売	上	高	151,244千円	
営	業	費	用	239,004千円
営業取引以外の取引（収入分）				125,889千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	442	—	—	442

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、投資有価証券評価損、賞与引当金、役員賞与引当金、未払事業税及びその他有価証券評価差額金等の否認であります。

関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	316円67銭
1 株当たり当期純利益	84円26銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

マークラインズ株式会社
取締役会 御中

シンシア監査法人
東京都千代田区

指定社員	公認会計士 金野 栄太郎
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 瀧口 英 明
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 長田 洋 和
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マークラインズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マークラインズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

マークラインズ株式会社
取締役会 御中

シンシア監査法人
東京都千代田区

指定社員	公認会計士 金野 栄太郎
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 瀧口 英 明
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 長田 洋 和
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マークラインズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、関係部門の取締役及び使用人等から子会社管理の状況に関し報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びシンシア監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 シンシア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 2 月 8 日

マークラインズ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 松 尾 徹 (印)

社 外 監 査 役 橋 口 純 一 (印)

社 外 監 査 役 篠 崎 正 巳 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第22期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、株主の皆さまへの利益配当重視並びに内部留保の確保等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 29円00銭

配当総額 383,227,982円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

株主総会における議決権の不統一行使に関する事前通知の様式について、電磁的方法による通知を可能とすべく、当該内容を変更するものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の不統一行使) 第17条 議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に書面で通知しなければならない。	(議決権の不統一行使) 第17条 議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に書面又は電磁的 <u>方法</u> で通知しなければならない。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査役3名に対し、役員賞与総額11,000千円（取締役分7,150千円、社外取締役分1,300千円、監査役分2,550千円）を支給することといたしたいと存じます。

本議案に関しては、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を基準として、貢献度、経営計画に対する達成度等を総合的に勘案して算定しているため、相当であると判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区北青山三丁目6番8号
ザ スtrings表参道 B1F ウェストスイート



<交通のご案内>

東京メトロ 千代田線「表参道」駅下車 B5番出口直結

東京メトロ 銀座線「表参道」駅下車 B5番出口直結

東京メトロ 半蔵門線「表参道」駅下車 B5番出口直結

会場へのお車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。